

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験・加工等の実施に関する規則

平成19年4月1日 制定
令和5年10月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款第11条第2号の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が依頼を受けて実施する試験、分析、測定及び加工（以下「試験・加工等」という。）に関して必要な事項を定める。

(試験・加工等の種類)

第2条 センターが実施する試験・加工等は、別表に掲げるとおりとする。

2 電子・有機素材研究所長、機械素材研究所長、食品開発研究所長及び企画・連携推進部長（以下「所長」という。）は特に必要があると認めるときは、別表に掲げる試験・加工等以外の試験・加工等を実施することができる。

(事前相談)

第3条 センターに試験・加工等を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ当該試験・加工等を担当する研究員（以下「研究員」という。）に、口頭その他の方法により依頼しようとする試験・加工等の内容について相談（以下「事前相談」という。）しなければならない。

2 所長は、前項の事前相談に基づき、試験・加工等の実施及びその実施内容を決定するものとする。

3 前項の規定による試験・加工等の内容を決定するために必要な供試物の提供を依頼者に求めることができる。この場合において、供試物の提供に要する経費は依頼者が負担するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、その試験・加工等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは実施しないものとする。

(試験・加工等の依頼)

第4条 依頼者は、前条の規定により試験、分析又は測定（以下「試験分析等」という。）の実施及び実施内容が決定されたときは、試験分析等依頼書（様式第1号）に必要な供試物又は原材料を添え、所長に提出するものとする。

2 依頼者は、前条の規定により加工の実施及び実施内容が決定されたときは、加工依頼書（様式第2号）に必要な応じてその原料を添え、所長に提出するものとする。

(供試物)

第5条 供試物は、特別の理由があると認められるときを除き、依頼者に返還はしない。

2 所長は、試験分析等を行うために必要があるときは、依頼者に供試物の追加を求めることができる。

(試験・加工等の実施)

第6条 所長は、第4条の試験分析等依頼書又は加工依頼書を受理したときは、当該試験・加工等を実施するものとする。

(試験分析等の結果)

第7条 所長は、依頼者からあらかじめ試験分析等に係る成績書（この条においては「成績書」という。）の交付を必要とする申し出があった試験分析等を終えたときは、依頼者に試験分析等成績書（様式第3号）を交付するものとする。

2 所長は、依頼者からあらかじめ成績書の交付を不要とする申し出があった試験分析等を終えたときは、当該試験分析等の実施によって得られた数値データ、結果等（以下、「試験分析データ等」

という。)を依頼者に提供するものとする。

- 3 所長は、前項の規定により試験分析データ等を提供した日から1か月以内に、当該試験分析データ等の提供を受けた者から試験分析等成績書交付依頼書(様式第4号)が提出されたときは、当該試験分析等に係る試験分析等成績書を交付することができる。
- 4 所長は、第1項又は前項の規定により試験分析等成績書を交付した日から5年以内に、当該依頼者から試験分析等成績証明依頼書(様式第5号)が提出されたときは、当該試験分析等成績書に係る試験分析等成績証明書(様式第6号)を交付することができる。

(成果物の引き渡し)

第8条 所長は、加工を終えたときは、加工品を依頼者に引き渡すものとする。

(手数料)

第9条 試験・加工等の実施並びに第7条に定める試験分析等成績書及び試験分析等成績証明書の交付については、別表に定める手数料を徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業所の所在地又は住所が鳥取県の区域以外の区域(島根県、岡山県、広島県、山口県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県を除く。)に存する依頼者の試験・加工等の実施に係る手数料(試験分析等成績書及び試験分析等成績証明書の交付に係る手数料を除く。)については、別表に定める金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定により算定した手数料に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(手数料の支払)

第10条 依頼者は、前条の実施に係る手数料を第4条の試験分析等依頼書若しくは加工依頼書の提出の際に、又は第7条第1項の試験分析等成績書の交付後、第7条第2項の規定による試験・分析データ提供後若しくは第8条の加工品の引き渡し後速やかに支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、別に定めるものを除き依頼者があらかじめ申し出をした場合には、第7条第1項の規定による試験分析等成績書の交付日、同条第2項の規定による試験分析データ等の提供日又は第8条の規定による加工品の引き渡し日に期限を定めて支払を求めることができる。
- 3 第7条第3項の規定による試験分析等成績書又は同条第4項の規定による試験分析等成績証明書の交付を依頼する者は、前条の手数を試験分析等成績書交付依頼書若しくは試験分析等成績証明依頼書の提出の際に、又は試験分析等成績書若しくは試験分析等成績証明書の交付後速やかに支払うものとする。ただし、依頼者があらかじめ申し出をした場合には、試験分析等成績書又は試験分析等成績証明書の交付日に期限を定めて支払いを求めることができる。

(手数料の減額)

第11条 所長は、「県内に主たる事務所を置く小規模事業者登録要領」(平成27年3月23日付第201400198703号(地独)鳥取県産業技術センター企画総務部長通知)の登録を受けている者が、その登録を受けている期間中に試験・加工等を依頼するとき、当該試験・加工等の実施に係る手数料(試験分析等成績書及び試験分析等成績証明書の交付に係る手数料を除く。)の2分の1に相当する額に減額することができる。

- 2 前項の手数料の減額を受けようとする者は、第4条の試験分析等依頼書又は加工依頼書によりその旨を申し出て、その承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、減額したあとの額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(手数料の返納)

第12条 既に支払われた手数料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

- (1) センターの責めに帰する理由により試験・加工等ができなくなったとき。
- (2) 所長がその他特別の理由があると認めたとき。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成１９年８月２０日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成１９年１０月２６日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成１９年１２月１３日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２０年１月２２日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２０年２月１５日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２０年５月３０日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２０年６月２５日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２０年７月１５日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２１年１月５日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２１年４月１７日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２１年４月２２日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２１年４月２７日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２１年５月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２２年３月１１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２２年４月１２日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２２年６月３０日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２２年８月１５日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２２年１０月２０日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２３年２月２８日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２３年８月２９日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２３年１２月１２日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２５年１月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２５年２月２１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２５年５月１７日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２６年１０月２０日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２７年１月８日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成２７年７月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年8月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、施行日以降に第4条の規定により依頼を受けた試験・加工等に適用し、施行日前に依頼を受けた試験・加工等については、従前の例とする。

試 験 分 析 等 依 頼 書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
職 氏名 様

郵便番号
依頼者 所在地(住所)
事業所名
及び代表者の職氏名
(個人の場合にあつては氏名)

次のとおり試験分析等を依頼します。

依 頼 の 種 類	☐ 分 析 ☐ 試 験 ☐ 測 定
試験分析等の目的	
依 頼 内 容 又 は 試験分析等の名称	
供 試 物 件 名	
数 量	件 ・ 成 分
試験分析等の 成績書の発行	☐ 必要 (通) ☐ 不要
手数料支払い方法	☐ 事前払い (現金 ・ 振込) ☐ 成績書等受領時 (現金) ☐ 後払い (現金 ・ 振込)
連 絡 先 (担当者)	(部署・氏名) (電話番号)
備 考	

鳥取県産業技術センター手数料減額届

上記に係る鳥取県産業技術センター手数料の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

減額を必要とする理由	該当する場合には、チェックをしてください。 ☐ 県内に主たる事業所を置く小規模事業者の登録者
------------	--

【産業技術センター使用欄】	年 月 日	整理番号 (No.)
依頼のとおり実施することとしてよろしいか 伺います。 〔手数料金： 円〕	所 長	合 議 担当研究員

加工依頼書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
職 氏名 様

郵便番号
依頼者 所在地(住所)
事業所名
及び代表者の職氏名
(個人の場合にあつては氏名)

次のとおり加工を依頼します。

依頼の種類	加工
加工の内容	
数 量	
加工の原料 (名称及び材料)	
希望用件	
手数料支払い方法	☐ 事前払い (現金・振込) ☐ 成果物受領時 (現金) ☐ 後払い (現金・振込)
連絡先 (担当者)	(部署・氏名) (電話番号)
備考	

~~~~~

鳥取県産業技術センター手数料減額届

上記に係る鳥取県産業技術センター手数料の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

|            |                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 減額を必要とする理由 | 該当する場合には、チェックをしてください。<br><input type="checkbox"/> 県内に主たる事業所を置く小規模事業者の登録者 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------|

|                                                |       |             |       |
|------------------------------------------------|-------|-------------|-------|
| 【産業技術センター使用欄】                                  | 年 月 日 | 整理番号 (No. ) |       |
| 依頼のとおり実施することとしてよろしいか<br>伺います。<br><br>〔手数料金： 円〕 | 所 長   | 合 議         | 担当研究員 |
|                                                |       |             |       |

試験分析等成績書

(番号)  
年 月 日

事業所の名称及び代表者の職氏名 様  
(個人にあつては氏名)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
職 氏名



年 月 日付けで依頼のありました試験分析等の結果は、次のとおりです。

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 供 試 物 件 名              |         |
| 数 量                    |         |
| 試 験 分 析 等<br>実 施 担 当 者 | (部署・氏名) |
| 試験分析等の<br>内容及び方法       |         |
| 試験分析等の<br>結 果          |         |

試験分析等成績書交付依頼書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
職 氏名 様

郵便番号  
依頼者 所在地(住所)  
事業所名  
及び代表者の職氏名  
(個人の場合にあつては氏名)

年 月 日付で依頼した次の試験分析等の成績書の交付をお願いします。

|                        |                                                                                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 依頼内容又は<br>試験分析等の<br>名称 |                                                                                                                       |
| 供 試 物 件 名              |                                                                                                                       |
| デ ー タ<br>提 供 日         |                                                                                                                       |
| 成 績 書 が<br>必 要 な 理 由   |                                                                                                                       |
| 成 績 書 部 数              | 通                                                                                                                     |
| 手 数 料<br>支 払 い 方 法     | <input type="checkbox"/> 事前払い（ 現金・振込 ）<br><input type="checkbox"/> 成績書受領時（ 現金 ） <input type="checkbox"/> 後払い（ 現金・振込 ） |
| 連 絡 先<br>(担当者)         | (部署・氏名)<br>(電話番号)                                                                                                     |
| 備 考                    |                                                                                                                       |

試 験 分 析 等 成 績 証 明 依 頼 書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
職 氏名 様

郵便番号  
依頼者 所在地(住所)  
事業所名  
及び代表者の職氏名  
(個人の場合にあつては氏名)

次の試験分析等成績書に係る成績証明をお願いします。

|                        |                                                                                                                         |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 証明する試験<br>分析等成績書       | 年 月 日付 第 号で交付を受けた試験分析等成績書                                                                                               |
| 供 試 物 件 名              |                                                                                                                         |
| 成 績 証 明 が<br>必 要 な 理 由 |                                                                                                                         |
| 証 明 書 部 数              | 通                                                                                                                       |
| 手 数 料<br>支 払 い 方 法     | <input type="checkbox"/> 事前払い（ 現金・振込 ）<br><input type="checkbox"/> 成績証明書受領時（ 現金 ） <input type="checkbox"/> 後払い（ 現金・振込 ） |
| 連 絡 先<br>(担当者)         | (部署・氏名)<br>(電話番号)                                                                                                       |
| 備 考                    |                                                                                                                         |

試験分析等成績証明書

(番号)  
年 月 日

事業所の名称及び代表者の職氏名 様  
(個人にあつては氏名)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
職 氏名



年 月 日付けで依頼のあつた試験分析等成績書について、次のとおり証明します。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 成績書の<br>交付日及び番号  | 年 月 日 第 号 |
| 供試物件名            |           |
| 数 量              |           |
| 試験分析等<br>実施担当者   | (部署・氏名)   |
| 試験分析等の<br>内容及び方法 |           |
| 試験分析等の<br>結 果    |           |